

○大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則

平成12年1月25日

規則第4号

改正 平成12年10月26日規則第112号

平成12年12月25日規則第128号

平成15年3月28日規則第13号

平成18年9月30日規則第71号

平成20年3月28日規則第14号

平成27年7月21日規則第54号

平成27年12月28日規則第71号

平成28年9月20日規則第52号

平成29年12月19日規則第52号

平成30年10月29日規則第36号

令和2年3月31日規則第28号

令和3年6月15日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市従前居住者用賃貸住宅条例（平成11年大分市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「従前居住者用賃貸住宅」、「事業」、「施行地区」、「共同施設」、「収入」又は「駐車場」とは、それぞれ条例第2条に規定する従前居住者用賃貸住宅、事業、施行地区、共同施設、収入又は駐車場をいい、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 先行取得等 市が、施行地区内において事業の施行に伴い、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）の規定に基づく処分によらず契約により土地を取得し、及び当該土地の取得に伴いその土地上に存する住宅の用に供している建築物を移転し、又は除却させることをいう。

(2) 住宅の移転等 法第77条の規定により、住居の用に供している建築物を移転し、又は除却することをいう。

(3) 高齢者 60歳以上の者（60歳に満たない者であって昭和25年4月1日以前に出生した者を含む。）をいう。

(4) 高齢者世帯 高齢者のみで構成されている世帯（単身者世帯を含む。）又は夫婦のみで構成されている世帯でその一方が高齢者であるもの（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある世帯を含む。）をいう。

（入居者資格）

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する市長が規則で定める条件を満たす者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 先行取得等又は住宅の移転等に係る住宅を所有し、かつ、居住する者であつて、高齢者世帯であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する世帯に属するもの

ア 先行取得等に係る当該住宅の土地の売買代金及び建物補償金（解体に係る補償金を除く。以下同じ。）の額が3,300万円以下となる世帯

イ 住宅の移転等に係る建物補償金の額が1,200万円（借地上に住宅を所有し、居住する世帯が、継続して借地することができない場合にあっては、3,300万円）以下となる世帯

ウ 次に掲げる者のいずれかが存する世帯

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117

号) 第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(エ) 障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号) 第 2 条に規定する精神障

害に係る者でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律施行令(昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1

級若しくは 2 級のもの又は同法第 2 条に規定する知的障害に係る者で

その障害の程度がこれらに相当するもの

(2) 先行取得等又は住宅の移転等に係る住宅の借家人(会社等が従業者等の

ために提供している住宅に居住している者、修学のために一時的に居住し

ている者等他に借家することができると認められる者を除く。)

(3) その他市長が特別な事情があると認める者

2 前項第 1 号ア又はイに規定する額の算定に当たっては、入居しようとする

世帯ごとに、先行取得等に係る土地の売買代金及び建物補償金又は住宅の移

転等に係る建物補償金の額を合算するものとする。

(平 1 2 規則 1 2 8 ・ 一部改正)

(条例第 4 条第 5 項の規定による入居に係る収入基準)

第 3 条の 2 条例第 4 条第 5 項の規則で定める収入の基準は、入居の申込みを

した日において、収入が 4 8 7, 0 0 0 円以下であることとする。

(平 2 7 規則 5 4 ・ 追加)

(入居の申込み)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項に規定する従前居住者用賃貸住宅への入居の申込み

を行おうとする者は、従前居住者用賃貸住宅（仮住居）入居申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入居しようとする者及びその同居予定親族の収入を証明する書類（市町村長、税務署長等の交付する書類とする。以下「所得証明書」という。）
- (2) 入居しようとする者及びその同居予定親族の居住を証明する書類（住民票等市町村長の交付する書類とする。以下「居住証明書」という。）
- (3) 入居しようとする者が条例第 4 条第 2 項の規定による入居の判断を必要とする者にあつては、入居者資格認定のための申立書（様式第 2 号）
- (4) 入居しようとする者及び同居予定親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約する書面
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、従前居住者用賃貸住宅（仮住居）入居決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

（平 1 2 規則 1 1 2 ・ 平 2 0 規則 1 4 ・ 一部改正）

（抽選の立会い）

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により入居者を決定するための公開抽選を行うときは、条例第 5 条第 1 項に規定する入居の申込みを行った者のうちから、適当と認める者若干名を選定して、これに立ち会わせるものとする。

(請け書)

第6条 条例第7条第1項第1号の請け書（以下「請け書」という。）は、様式第4号によるものとする。

2 請け書には、当該請け書に連署する連帯保証人の印鑑証明書及び当該連帯保証人が条例第5条第2項に規定する入居決定者（以下「入居決定者」という。）と同程度以上の収入を有することを証明する所得証明書を添付しなければならない。

3 連帯保証人の極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、入居時（第9第1項の規定により新たに連帯保証人を定めた場合にあっては、同項の規定による届出時）における12月分の家賃に相当する金額とする。

4 請け書には、入居者に事故等不測の事態が生じた場合に市長が連絡を行うこととなる者（以下「緊急連絡先」という。）を記載しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な事情があると認める者に対しては、請け書に緊急連絡先についての記載を必要としないこととすることができる。

6 連帯保証人は、緊急連絡先を兼ねることができる。

(令2規則28・一部改正)

(指定期限までに入居手続が完了しない場合の届出)

第7条 入居決定者（条例第4条第4項の規定に該当することによる入居決定

者を除く。次条から第 11 条まで及び第 21 条において同じ。) は、条例第 7 条第 1 項各号に規定する入居の手続 (以下「入居の手続」という。) をやむを得ない事情により同項に定める期間内に完了する見込みがないときは、当該期間の満了日前 2 日までにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、新たに入居の手続を完了すべき期間を定め、その旨を届出者に指示するものとする。

(平 12 規則 112・一部改正)

(連帯保証人等の免除)

第 8 条 条例第 7 条第 3 項に規定する市長が特別の事情があると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの (以下「保証業者」という。) と、家賃の支払に係る債務の保証を当該保証業者に委託することを内容とする契約 (以下「保証委託契約」という。) を締結している者

- (2) その他市長が特別の事情があると認める者

- 2 条例第 7 条第 3 項の規定に基づく連帯保証人の連署 (前項第 2 号に該当する場合に限る。) 又は第 6 条第 5 項の規定に基づく緊急連絡先についての記載を必要としないことの決定を受けようとする入居決定者は、入居の手続を完了すべき期間の満了日前 3 日までに、連帯保証人等免除申請書 (様式第 5

号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の決定をしたときは連帯保証人等免除決定通知書(様式第6号)により、同項の決定をしないこととしたときは連帯保証人等免除却下通知書(様式第7号)により当該入居決定者に通知するものとする。

4 第2項の決定(緊急連絡先についての記載に係るものを除く。)をする場合にあっては、入居決定者は、家賃又は敷金の支払能力があると認められる者でなければならないものとする。

(令2規則28・全改)

(連帯保証人等の変更の届出)

第9条 入居者(条例第11条第6項に規定する仮入居者(以下「仮入居者」という。))を除き、条例第7条第1項又は第2項の規定により請け書を提出した入居決定者を含む。次項において同じ。)は、連帯保証人、保証業者又は緊急連絡先(以下「連帯保証人等」という。)について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由発生の日から14日以内に新たに連帯保証人等となる者を定め、連帯保証人等変更届(様式第8号)に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 連帯保証人が死亡し、市外に転出し、若しくは辞任の申出をしたとき又は連帯保証人による弁済額が極度額に達したとき。

(2) 保証委託契約が終了したとき。

(3) 緊急連絡先が死亡し、又は辞任の申出をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

- 2 入居決定者は、連帯保証人又は緊急連絡先が住所等を変更したときは、速やかに、連帯保証人又は緊急連絡先住所等変更届（様式第9号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

（令2規則28・全改）

（入居可能日の通知）

第10条 市長は、入居決定者が条例第7条第1項又は第2項に規定する期間内に入居の手続を完了したときは、同条第4項の規定により、速やかに従前居住者用賃貸住宅入居可能日通知書（様式第10号）により当該入居決定者に通知するものとする。

（入居可能日の延長申請）

第11条 条例第7条第5項ただし書の規定に基づき入居期限（同項本文に定める期間の満了日をいう。以下同じ。）の延長の承認を受けようとする入居決定者は、入居期限延長承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは入居期限延長承認通知書（様式第12号）により、同項の承認をしないこととしたときは入居期限延長承認申請却下通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が同項の承認をしたときは、その承認する期限は、入居期限の翌日から起算して14日以内で市長が定める日とする。

(入居届)

第12条 入居決定者は、従前居住者用賃貸住宅に入居したときは、条例第7条第6項の規定により、入居した日から14日以内に、入居届（様式第14号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(入居決定の取消し)

第13条 市長は、条例第8条の規定に基づき入居の決定の取消しを行うときは、従前居住者用賃貸住宅入居決定取消通知書（様式第15号）により当該入居の決定の取消しに係る入居決定者（既に入居している者を含む。）に通知するものとする。

(同居の承認)

第14条 条例第9条第1項の規定による同居の承認を受けようとする入居者は、従前居住者用賃貸住宅同居承認申請書（様式第16号）に同居させようとする者の所得証明書、居住証明書、その者が暴力団員でないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、仮入居者にあつては、同居させようとする者の所得証明書を添付することを要しないものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは従前居住者用賃貸住宅同居承認通知書（様式第17号）により、同項の承認をしないこととしたときは従前居住者用賃貸住宅同居承認申請却下通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

(平 2 0 規則 1 4 ・ 一部改正)

(同居者の異動の届出)

第 1 5 条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅への入居の際に同居した親族及び
条例第 9 条第 1 項の規定により同居の承認を得た者に死亡、転居等により異
動を生じたときは、速やかに従前居住者用賃貸住宅同居者異動届 (様式第 1
9 号) を市長に提出しなければならない。

(平 2 0 規則 1 4 ・ 一部改正)

(入居の承継の承認)

第 1 6 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による入居の承継の承認を受けようとする
者は、従前居住者用賃貸住宅入居承継承認申請書 (様式第 2 0 号) にその
者及び同居者が暴力団員でないことを誓約する書面を添えて市長に提出しな
ければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは従前居住者用賃貸住宅入居承継承認通知
書 (様式第 2 1 号) により、同項の承認をしないこととしたときは従前居住
者用賃貸住宅入居承継承認申請却下通知書 (様式第 2 2 号) により申請者に
通知するものとする。この場合において、同項の承認を受けた者 (仮入居者
としての入居の承継の承認を受けた者を除く。) については、第 6 条から第
8 条までの規定を準用する。

(平 2 0 規則 1 4 ・ 一部改正)

(収入の申告及び家賃の決定通知)

第 17 条 条例第 13 条第 1 項の規定により収入の申告を行おうとする入居者

（仮入居者を除く。次項及び第 3 項、次条から第 20 条まで並びに第 26 条において同じ。）は、収入申告書（様式第 23 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 11 条第 4 項又は条例第 13 条第 2 項の規定により収入の額を認定したとき（条例第 26 条第 1 項に規定する認定をしたときを除く。）は、当該認定した額及びそれに基づき決定した家賃の額を収入認定兼家賃決定通知書（様式第 24 号）により入居者に通知するものとする。

3 市長は、条例第 11 条第 1 項ただし書の規定により入居者の家賃を近傍同種の住宅の家賃に決定したときは、その旨を家賃決定通知書（様式第 25 号）により当該入居者に通知するものとする。

（平 29 規則 52・一部改正）

（収入認定に対する意見）

第 18 条 条例第 13 条第 3 項の規定に基づき市長に意見を述べようとする入居者は、同条第 2 項の認定があった日（以下「収入認定日」という。）から 30 日以内に、収入認定に対する意見書（様式第 26 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の収入認定に対する意見書の提出があった場合においては、意見の内容を審査し、その結果を収入認定更正等結果通知書（様式第 27 号）により当該意見書を提出した入居者に通知するものとする。

(収入の認定の更正及び家賃の変更申請)

第19条 入居者は、収入認定日（条例第26条第1項に規定する認定を受けた入居者にあつては、当該認定のあった日）からその日の属する年度の末日までの間において、退職、同居者の異動等により継続的に収入区分に変更が生じるときは、収入認定更正及び家賃（割増賃料）変更申請書（様式第28号）を市長に提出することにより、収入の認定の更正及び家賃又は割増賃料の変更を求めることができる。

2 市長は、前項の収入認定更正及び家賃（割増賃料）変更申請書の提出があった場合において、理由があると認めるときは、収入の認定を更正し、その結果、家賃又は割増賃料の変更をしたときは、家賃（割増賃料）変更決定通知書（様式第29号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の収入認定更正及び家賃（割増賃料）変更申請書の提出があった場合において、収入の認定を更正せず、又は家賃若しくは割増賃料を変更しないこととしたときは、家賃（割増賃料）変更申請却下通知書（様式第30号）により申請者に通知するものとする。

(家賃の減免及び徴収の猶予)

第20条 条例第14条に規定する家賃の減免又は徴収の猶予（以下「家賃の減免等」という。）の基準は、次のとおりとする。

- (1) 収入が、月額64,000円以下であること。
- (2) 入居者又は同居者が疾病にかかり、長期にわたって療養を要する場合に

において、そのために要する費用として市長が認定した額を収入から控除して得た額が、月額 64,000 円以下であること。

(3) 入居者又は同居者が水害、火災その他これらに類する災害により著しい損害を受けた場合において、そのために要する生活必需品を得るための費用として市長が認定した額を収入から控除して得た金額が、月額 64,000 円以下であること。

(4) 入居者の責めに帰すべき理由によらないで、引き続き 10 日以上従前居住者用賃貸住宅の全部又は一部を使用することができないこと。

(5) 入居者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助の受給者で家賃が住宅扶助額を超えるものであること。

(6) 前各号に準ずる特別の事情があること。

2 条例第 14 条に規定する家賃の徴収の猶予は、当該徴収の猶予を受けようとする入居者の家賃の支払能力が 6 月以内に回復すると認められる場合とする。

3 家賃の減免等を受けようとする入居者は、家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第 31 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、家賃の減免等をする事としたときは家賃減免（徴収猶予）決定通知書（様式第 32 号）により、家賃の減免等をしないこととしたときは家賃減免（徴収猶予）申請却下通知書（様式第 33 号）により申請者に通知す

るものとする。

- 5 家賃の減免等の額及び適用期間は、市長が別に定める。

(敷金の減免及び徴収の猶予)

第21条 条例第16条第2項に規定する敷金の減免又は徴収の猶予(以下「敷金の減免等」という。)の基準については、前条第1項又は第2項の規定を準用する。

- 2 敷金の減免等を受けようとする入居決定者は、入居の手続を完了すべき期間の満了日前3日までに、敷金減免(徴収猶予)申請書(様式第34号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、敷金の減免等を行うこととしたときは敷金減免(徴収猶予)決定通知書(様式第35号)により、敷金の減免等をしないこととしたときは敷金減免(徴収猶予)申請却下通知書(様式第36号)により申請者に通知するものとする。

- 4 敷金の減免等の額及び適用期間は、市長が別に定める。

(明細書の交付)

第22条 市長は、条例第16条第3項ただし書の規定により、敷金から賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金を控除したときは、敷金控除明細書(様式第37号)を交付するものとする。

(令2規則28・一部改正)

(従前居住者用賃貸住宅を使用しないときの届出)

第 2 3 条 条例第 2 2 条の規定により従前居住者用賃貸住宅を引き続き 1 5 日以上使用しないときの届出をしようとする入居者は、当該従前居住者用賃貸住宅を使用しなくなる日前 3 日までに従前居住者用賃貸住宅使用休止届（様式第 3 8 号）を市長に提出しなければならない。

（用途併用の承認等）

第 2 4 条 条例第 2 4 条ただし書の規定に基づき従前居住者用賃貸住宅の一部を住宅以外の用途に併用することの承認を受けようとする入居者は、従前居住者用賃貸住宅用途併用承認申請書（様式第 3 9 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは従前居住者用賃貸住宅用途併用承認通知書（様式第 4 0 号）により、同項の承認をしないこととしたときは従前居住者用賃貸住宅用途併用承認申請却下通知書（様式第 4 1 号）により申請者に通知するものとする。

（模様替等の承認等）

第 2 5 条 条例第 2 5 条第 1 項ただし書の規定に基づき従前居住者用賃貸住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該従前居住者用賃貸住宅の敷地内に工作物を設置すること（以下「模様替等」という。）の承認を受けようとする入居者は、従前居住者用賃貸住宅模様替（増築・工作物設置）承認申請書（様式第 4 2 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の承認の基準は、次のとおりとする。

(1) 模様替する部分が住宅の一部であって、かつ、柱、壁、土台、床、はり、屋根等に損傷を与えない場合に限ること。

(2) 増築又は工作物の設置をしても、その位置及び環境が住宅及び共同施設の維持に支障がない場合に限ること。

3 市長は、第1項の承認をしたときは従前居住者用賃貸住宅模様替（増築・工作物設置）承認通知書（様式第43号）により、同項の承認をしないこととしたときは従前居住者用賃貸住宅模様替（増築・工作物設置）承認申請却下通知書（様式第44号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項の承認を受けた入居者は、当該承認に係る模様替等が完了したときは、速やかに従前居住者用賃貸住宅模様替（増築・工作物設置）完了届（様式第45号）を市長に提出しなければならない。

（収入超過者の認定等）

第26条 市長は、入居者を条例第26条第1項に規定する収入超過者として認定したときは、収入超過者認定兼家賃及び割増賃料決定通知書（様式第46号）により当該入居者に通知するものとする。

2 条例第26条第2項の規定に基づき市長に意見を述べようとする入居者は、同条第1項の認定のあった日から30日以内に、収入超過者認定に対する意見書（様式第47号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の収入超過者認定に対する意見書の提出があった場合においては、意見の内容を審査し、その結果を収入認定更正等結果通知書により当

該意見書を提出した入居者に通知するものとする。

(住宅の明渡し請求)

第27条 市長は、条例第8条の規定による入居の決定の取消しを受けた者で既に入居しているものに対する従前居住者用賃貸住宅の明渡しの請求又は条例第30条第1項の規定による従前居住者用賃貸住宅の明渡しの請求を行うときは、従前居住者用賃貸住宅明渡し請求書（様式第48号）により当該明渡しに係る入居者に通知するものとする。

(明渡し届)

第28条 条例第29条第1項の規定により従前居住者用賃貸住宅を明け渡そうとするときの届出をしようとする入居者は、当該明け渡そうとする日前7日までに、従前居住者用賃貸住宅明渡し届（様式第49号）を市長に提出しなければならない。

(駐車場の名称等及び使用が可能な自動車)

第29条 駐車場の名称及び区画数は、別表第1のとおりとし、駐車場に駐車することのできる車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪車を除く。）であって、長さが5メートル以下であり、かつ、幅が2メートル以下であるものとする。

2 市長は、駐車場の管理上又は構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車両に関し前項に定めるもののほか必要な制限をし、又は同項に定める制限を加重することができる。

(平 1 5 規則 1 3 ・ 平 2 7 規則 5 4 ・ 一部改正)

(駐車場の使用の申込み等)

第 3 0 条 条例第 3 4 条第 1 項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、市長が指定する日までに、従前居住者用賃貸住宅駐車場使用申込

書（様式第 5 0 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 駐車場の使用は、1 戸につき 1 区画に限り許可するものとする。ただし、空き区画が生じたときは、この限りでない。

3 駐車場の使用の許可の期間は、2 年の範囲内において市長が定める期間とする。

4 市長は、駐車場の使用者の決定を行うに当たって、必要な条件を付すものとする。

5 条例第 3 4 条第 2 項の規定による駐車場の使用者の決定の通知は、従前居住者用賃貸住宅駐車場使用決定通知書（様式第 5 1 号）によるものとする。

(駐車場の使用者の選考方法)

第 3 1 条 条例第 3 5 条本文の規定による駐車場の使用者の選考方法は、公開抽選によるものとする。

(駐車場の使用の手続)

第 3 2 条 条例第 3 6 条第 1 項第 1 号に規定する所定の書類は、従前居住者用賃貸住宅駐車場使用請け書（様式第 5 2 号）とする。

2 使用決定者(条例第 3 4 条第 2 項に規定する使用決定者をいう。以下同じ。)

は、条例第 3 6 条第 1 項各号（仮入居者の場合にあっては、同項第 2 号を除く。）に規定する手続（以下「使用の手続」という。）をやむを得ない事情により同項に定める期間内に完了する見込みがないときは、当該期間の満了日前 2 日までにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、新たに使用の手続を完了すべき期間を定め、その旨を当該使用決定者に指示するものとする。

4 市長は、条例第 3 6 条第 3 項の規定に基づき駐車場の使用の決定の取消しを行うときは、従前居住者用賃貸住宅駐車場使用決定取消通知書（様式第 5 3 号）により当該使用の決定の取消しに係る使用決定者に通知するものとする。

5 市長は、使用決定者が条例第 3 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に使用の手続を完了したときは、同条第 4 項の規定により、速やかに従前居住者用賃貸住宅駐車場使用開始日通知書（様式第 5 4 号）により当該使用決定者に通知するものとする。

（駐車場の使用の変更の届出）

第 3 3 条 使用者（使用決定者を含む。第 3 5 条において同じ。）は、駐車場の使用の決定に係る事項に変更があったときは、速やかに従前居住者用賃貸住宅駐車場使用変更届（様式第 5 5 号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

（駐車場の使用料）

第 3 4 条 条例第 3 7 条第 1 項の規定による駐車場の使用料は、別表第 2 のとおりとする。

(平 2 7 規則 5 4 ・ 一部改正)

(駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予)

第 3 5 条 条例第 3 7 条第 2 項の特別の事情がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、使用者（仮入居者を除く。以下この条において同じ。）が居住する従前居住者用賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場の使用料の滞納がないときとする。

(1) 駐車場の使用の決定に係る自動車地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 条第 2 項第 7 号の自動車税、同条第 4 項第 1 号の自動車取得税又は同法第 5 条第 2 項第 3 号の軽自動車税の減免を受けているものである場合（当該自動車税、自動車取得税又は軽自動車税の減免が使用者又はその同居者の身体障害等を理由とするものである場合に限る。）

(2) 第 2 0 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準のいずれかに該当する場合

2 条例第 3 7 条第 2 項の規定に基づき駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする使用者は、従前居住者用賃貸住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書（様式第 5 6 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることと決定したとき

は従前居住者用賃貸住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）決定通知書（様式第 57 号）により、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をしないことと決定したときは従前居住者用賃貸住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）申請却下通知書（様式第 58 号）により当該使用者に通知するものとする。

- 4 駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予の額及び適用期間は、市長が別に定める。

（駐車場の明渡し請求）

第 36 条 市長は、条例第 40 条第 1 項の規定に基づき駐車場の明渡しの請求を行うときは、従前居住者用賃貸住宅駐車場明渡し請求書（様式第 59 号）により当該明渡しに係る使用者に通知するものとする。

（駐車場の明渡し）

第 37 条 条例第 41 条において準用する条例第 29 条第 1 項の規定により駐車場を明け渡そうとするときの届出をしようとする使用者は、当該明け渡そうとする日前 7 日までに、従前居住者用賃貸住宅駐車場明渡し届（様式第 60 号）を市長に提出しなければならない。

（従前居住者用賃貸住宅監理員の資格及び職務）

第 38 条 条例第 42 条に規定する従前居住者用賃貸住宅監理員（以下「監理員」という。）は、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理（以下「住宅の管理」という。）についての知識、技能又は経験を有する者でなければならない。

2 監理員は、条例第29条第1項又は条例第44条第1項に規定する検査を行うほか、次の職務を行うものとする。

(1) 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の使用及び維持に関する指導

(2) その他住宅の管理上必要な指導

(従前居住者用賃貸住宅管理人の資格及び職務)

第39条 条例第43条に規定する従前居住者用賃貸住宅管理人（以下「管理人」という。）は、従前居住者用賃貸住宅ごとに1人置くこととし、当該従前居住者用賃貸住宅の入居者のうちから監理員の職務を補助する能力を有する者を市長が委嘱する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、管理人を置かず、又はその数を増員することができる。

2 管理人の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の中途において解任することができる。

(1) 職務を忠実に遂行しないと認めたとき。

(2) 疾病その他やむを得ない事由により職務を遂行できないと認めたとき。

(3) その他管理人として不適当と認めたとき。

4 管理人は、監理員の指揮を受け、次の職務を行うものとする。

(1) 家賃の納付書等の配付に関すること。

(2) 従前居住者用賃貸住宅の入居又は明渡しの確認に関すること。

(3) 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の破損箇所の発見及びその報告に

関すること。

(4) その他住宅の管理上必要な指示を行うこと。

5 管理人は、条例第29条第1項に規定する市長の指定を受けた者として、同項に規定する検査及びその報告を行うものとする。

(証票)

第40条 条例第44条第1項に規定する検査に当たる者は、同条第3項の規定により、従前居住者用賃貸住宅監理員証（様式第61号）又は検査に当たる者であることの証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者の公告)

第41条 市長は、条例第46条第1項の規定により従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせるため、法人を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第46条第1項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第46条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 2 8 規則 5 2 ・ 追加)

(指定管理者の指定申請)

第 4 2 条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 4 6 条第 3 項の事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- (5) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 法人が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 2 8 規則 5 2 ・ 追加)

(指定管理予定者)

第 4 3 条 市長は、指定申請をした法人のうち、条例第 4 6 条第 1 項各号に規定する要件を満たし、かつ、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を行

わせる上で最も適切と認める者を指定管理者の予定者とする。

- 2 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に指定申請をした法人がないとき、又は前項の指定管理者の予定者がないときは、再度、第41条の規定による公告を行うことができる。

(平28規則52・追加)

(指定管理者の指定の通知)

- 第44条 市長は、条例第46条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を指定された法人に通知する。

(平28規則52・追加)

(協定)

- 第45条 市長は、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理上必要な事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

(平28規則52・追加)

(委任)

- 第46条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則52・旧第41条繰下)

附 則

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 128 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 13 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 71 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市在宅心身障害者住宅設備改造費補助金交付規則、大分市生活保護法施行細則及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 20 年規則第 14 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 71 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市営住宅条例施行規則様式第 1 号、様式第 19 号、様式第 24 号、様式第 27 号及び様式第 35 号、大分市地域特別賃貸住宅条例施行規則様式第 1 号、様式第 19 号、様式第 23 号、様式第 26 号及び様式第 34 号並びに大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則様式第 1 号、様式第 16 号、様式第 20 号、様式第 23 号及び様式第 31 号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成 28 年規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年規則第 36 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市営住宅条例施行規則様式第 27 号、大分市地域特別賃貸住宅条例施行規則様式第 26 号及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則様式第 23 号の規定による用紙で現に残

存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和２年規則第２８号）抄

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年規則第４２号）

（施行期日）

１ この規則は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際第１条の規定による改正前の大分市営住宅条例施行規則、第２条の規定による改正前の大分市特定公共賃貸住宅条例施行規則、第３条の規定による改正前の大分市地域特別賃貸住宅条例施行規則及び第４条の規定による改正前の大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第１（第２９条関係）

（平１５規則１３・全改、平２７規則５４・旧別表・一部改正）

名称	区画数
駅南住宅みやびのもり駐車場	(区画) 36
第２駅南住宅ふれあいのもり駐車場	60

別表第２（第３４条関係）

(平 2 7 規 則 5 4 ・ 追 加)

名 称	入居者の区分	入居者の収入の区 分	1 区画当たりの駐 車場の使用料（月 額）
駅南住宅みやびの もり駐車場	条例第 4 条第 1 項 の規定による入居 者	区分なし	(円) 3, 0 0 0
		1 5 8, 0 0 0 円以 下	3, 0 0 0
		1 5 8, 0 0 1 円以 上 2 5 9, 0 0 0 円 以下	6, 0 0 0
		2 5 9, 0 0 1 円以 上	8, 0 0 0
第 2 駅南住宅ふれ あいのもり駐車場	条例第 4 条第 1 項 の規定による入居 者	区分なし	3, 0 0 0
		条例第 4 条第 5 項 の規定による入居 下	1 5 8, 0 0 0 円以 3, 0 0 0

	者	1 5 8, 0 0 1 円以 上 2 5 9, 0 0 0 円 以下	6, 0 0 0
		2 5 9, 0 0 1 円以 上	8, 0 0 0

(表面)

様式第1号(第4条関係)

受付 番号		抽選 番号		当選 番号		希望 住宅	
----------	--	----------	--	----------	--	----------	--

従前居住者用賃貸住宅(仮住居)入居申込書

大分市長

殿

年 月 日

申込者(世帯主)

ふりがな

氏名

住所

電話
番号

勤務先

自宅

()の携帯電話番号

()の携帯電話番号

大分市従前居住者用賃貸住宅条例第5条第1項の規定により次のとおり入居の申込みをします。

この申込書に記入した事項は、事実と相違ありません。

収入の確認及び家賃等の算定のために、私の税務資料を閲覧することを承諾します。

入居及び同居しようとする者	続柄	氏名	生年月日(歳)	個人番号										職業	勤務先等 (学生は、学校名)	備考	
	世帯主		(歳)														
			(歳)														
			(歳)														
			(歳)														
			(歳)														
			(歳)														
			(歳)														
人員合計		人															

住 宅 の 困 窮 の 状 況

あなたの住居について該当する番号を○で囲んでください。	特にあなたが該当する項目の番号を○で囲んでください。		理由(なるべく詳細に記入してください。)	現在の住宅の状況	
	1	住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態で居住している。		室数	室
	2	立ち退き要求を受けている。 (公共事業の場合は、証明書を添付すること。)		広さ	畳
	3	狭あいで不便である。		家賃	円
	4	家族と同居している。		同居人数	人
	5	通勤通学に不便である。		その他	
	6	家賃又は間代が高い。			
	7	設備が悪い。			
8	その他の特殊事情				

税務資料閲覧承諾書

(同一世帯以外)
の入居予定者

収入の確認及び家賃等の算定のために、私の税務資料を閲覧することを承諾します。

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

現住所付近の見取図

(裏面)

①勤務(予定)証明書(給与所得者のみ)					①勤務(予定)証明書(給与所得者のみ)					
氏名		職名		勤務年数	氏名		職名		勤務年数	
過去 1年間の 収入	年 月	円	年 月	円	過去 1年間の 収入	年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	年 月	円	年 月	円		年 月	円	年 月	円	
	備考			年間賞与			備考			年間賞与
		合計					合計			
就職(予定)年月日 年 月 日 上記に相違ありません。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 ㊟					就職(予定)年月日 年 月 日 上記に相違ありません。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 ㊟					
◎ 収入計算上の注意事項 収入額は、入居申込者及び同居親族の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得額を12で除した額を平均月額として算出する。 ※入居収入基準早見表は、1年間の給与所得者の総収入額(総支払金額と同じ。)で次のとおりです。 所得額による早見表ではありません。 ※寡婦、寡夫、障害者、特別障害者、特定扶養親族又は老人扶養親族に該当する方は、特別控除があります。					②その他の所得額(事業所得等)調査					
					氏名		職名		勤務年数	
					所得の種類			所得の内容		
					過去 1年間の 収入	年 月	円	年 月	円	
						年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円							
年 月	円	年 月	円							
年 月	円	年 月	円							
1 合計総収入 (円)										
2 所得税法により控除を認められた 必要経費その他の控除 (円)										
上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 名称 代表者氏名 ㊟										

様式第2号(第4条関係)

入居者資格認定のための申立書

年 月 日

大分市長 殿

申込者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日(歳)

該当するものを○で囲み、又は記入欄に記入してください。

- 1 あなたは、単身で日常生活を営む上で何らかの介護を必要としますか。
- (1) 必要とする。 (2) 必要としない。
- ◎ 1で「必要とする。」と答えた方は、次の2から4までの事項について答えてください。
- 2 現在のあなたの住居についてお尋ねします。
- (1) あなたの現在の住居
- ア 住宅 イ 施設、病院等 ウ その他(具体的に)
- (2) 住宅に住んでいる方にお尋ねします。
- ア あなたの住んでいる住宅の階層
- (ア) 1階 (イ) 2階(エレベーターの有無：有・無)
- (ウ) 3階以上(エレベーターの有無：有・無)
- イ 同居している方 (ア) いる。 (イ) いない。
- (3) 施設、病院等に入っている方にお尋ねします。
- ア 施設、病院等の名称()
- イ 施設、病院等の種類
- (ア) 特別養護老人ホーム (イ) 障害者支援施設 (ウ) 病院又は診療所
- (エ) その他()
- ウ 現在の施設、病院等から従前居住者用賃貸住宅へ移転を希望する理由を記入してください。
- ()
- 3 現在のあなたの心身の状況等についてお尋ねします。
- (1) 介護保険法による市町村の要介護者又は要支援者としての認定
- ア 受けている。 (要介護1・2・3・4・5、要支援)
- イ 受けていない。

(2) 日常生活において何らかの福祉用具を使用していますか。

ア 使用している。福祉用具の種別()

イ 使用していない。

(3) 現在かかっている疾病等があれば記入してください。

()

4 あなたの現在の日常生活における基本的な動作についての介護の必要性についてお尋ねします。

(1) 表中のアの欄の該当する項目に○を記入してください。なお、アの欄において動作の一部又は全部に介護が必要と答えた方は、イ及びウの欄の該当する項目に○を記入してください。

項 目	ア 現在の日常生活における基本的な動作の状況			イ 介護が必要と答えた動作に関する現在の介護		ウ 介護が必要と答えた動作に関する入居の申込みをした従前居住者用賃貸住宅において受ける予定の介護	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)
歩 行							
食 事							
入 浴							
排 せ つ							
着 脱 衣							
炊事、洗濯、掃除等の日常作業							

(注) 「介護保険以外による介護」とは、介護保険によらない市町村、ボランティア団体、親族等による介護をいう。

(2) イの欄に○を記入した方は、その介護の内容(内容、頻度、実施団体名等)について具体的に記入してください。

()

(3) ウの欄に○を記入した方は、その介護の内容(内容、頻度、実施団体名等)について具体的に記入してください。

()

以上の申立てのとおり相違ありません。

様式第3号（第4条関係）

（表）

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅（仮住居）入居決定通知書

殿

大分市長



次のとおり、入居者として決定しましたので通知します。

住 宅 の 名 称			棟	号	部屋のタイプ		構	造
住 宅 の 住 所								
年度家賃		月額		円	敷金 (家賃の3月分)		円	
入居決定者及び同居者	氏	名	続 柄	生 年 月 日	氏	名	続 柄	生 年 月 日
			本 人					

(裏)

※入居するに当たっては、以下の注意事項を遵守してください。

注 意 事 項

- 1 住宅の家賃は、入居可能日から起算して徴収する。
- 2 敷金は、退去のとき無利子で還付するが、家賃等の滞納金があるとき又は住宅の善良なる管理を怠り、市に損害を与えたと認められるときは、敷金から差し引くものとする。
- 3 火気については、特に注意すること。
- 4 住宅を破損したときは、速やかに届け出ること。なお、ガラス、畳等の修理に要する費用は、入居者の負担となること。
- 5 住宅を退去するときは、原状回復義務として畳の表替え及びふすまの張替えを行うとともに、承認を受けた模様替及び増築箇所を元に戻し、退去の日の7日前までに明渡届を提出して係員の点検を受けること。
- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、住宅の明渡しを請求することがある。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上住宅を使用しないとき。
 - (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
 - (6) 入居の際に同居した親族以外の者を、市長の承認を得ずに同居させたとき。
 - (7) 入居者が死亡し、又は退去した場合に同居者が市長の承認を得ずに居住を続けたとき。
 - (8) 保管義務に違反したとき。
 - (9) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (10) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利の他の者に譲渡したとき。
 - (11) 市長の承認を得ずに、住宅を住宅以外の用途に使用したとき
 - (12) 市長の承認を得ずに、住居を模様替し、若しくは増築し、又は住宅の敷地内に工作物を設置したとき。
- 7 この決定通知書は、退去するまで保管すること。

様式第4号（第6条関係）

（表）

請		書		年 月 日	
大分市長 殿					
入居者は、大分市従前居住者用賃貸住宅条例、大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則及び従前居住者用賃貸住宅（仮入居）入居決定通知書の注意事項を同居者とともに遵守し、これらに基づく指示に従います。					
また、家賃を3月以上滞納したとき又は連帯保証人若しくは保証委託契約に関する必要な手続を怠ったときは、住宅の明渡しを請求されても異議ありません。					
連帯保証人は、入居者と連帯して家賃、駐車場使用料その他の債務を負担します。					
家賃 (入居時)		月額	円	敷金	円
住居の表示	所在地				
	住宅名				
入居者	現住所				
	勤務先	電話 ()			
	フリガナ				
	氏名	印 年 月 日生			
連帯保証人	現住所	電話 ()		入居者との関係	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	印			
	職業又は勤務先	電話 ()			
	極度額	円			
保証業者	所在地				
	名称				
緊急連絡先	現住所	電話 ()		入居者との関係	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	職業又は勤務先	電話 ()			

備考

- 1 入居している間は、必ず連帯保証人を定め、又は保証委託契約を締結すること。
- 2 連帯保証人の場合は、連帯保証人欄に連帯保証人本人が必要事項を自署すること。
なお、連帯保証人は、入居者の債務の履行状況について、市長に情報の提供を求めることができる。
 - ・連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営む者で、入居者と同程度以上の収入を有するものであること。
 - ・連帯保証人は、市町村長の発行する連帯保証人の所得証明書（発行後3月以内のものに限る。）を添付すること。
 - ・連帯保証人は、実印を押印し、印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）を添付すること。
 - ・極度額は、入居時（新たに連帯保証人を定めた場合にあっては、変更届提出時）における12月分の家賃とする。
- 3 保証委託契約による場合は、保証業者欄に保証業者の所在地及び名称を記載すること。
- 4 緊急連絡先欄に必要事項を記載すること（連帯保証人が緊急連絡先を兼ねる場合を除く。）。
- 5 裏面の入居者及び同居者の欄も記載すること。

(裏)

住 宅 名			住 宅 番 号			入 居 決 定 日	年 月 日	
管 理 開 始 年	度	年 度	構 造			住 宅 専 用 床 面 積	㎡	
入 居 者 及 び 同 居 者	フリガナ		続 柄	生年月日	職 業 (勤務先)	摘 要		
	氏 名							
			本 人					
	模 様 替 及 び 増 築 等	承認年月日		承 認 事 項				
備 考								
敷 金		金 円		年 月 日領収済		担 当 の 印		

様式第5号（第8条関係）

連 帯 保 証 人 等 免 除 申 請 書

年 月 日

大分市長 殿

住宅 号

氏名

次の理由により請書における連帯保証人の連署（緊急連絡先についての記載）の免除を申請します。

理 由

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

連帯保証人等免除決定通知書

殿

大分市長 

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の連署（緊急連絡先についての記載）の免除については、大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 7 条第 3 項（大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則第 6 条第 5 項）の規定に基づき連帯保証人の連署（緊急連絡先についての記載）を必要としないことを決定したので通知します。

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

連帯保証人等免除却下通知書

殿

大分市長 

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の連署（緊急連絡先についての記載）の免除については、次の理由により却下しましたので通知します。

却 下 理 由

様式第8号（第9条関係）

連 帯 保 証 人 等 変 更 届

年 月 日

大分市長 殿

住宅 号

氏名

連帯保証人
保 証 業 者 を変更したいので、下記のとおり届け出ます。
緊急連絡先

記

変 更 後	フリガナ 氏 名 (保証業者にあ つては、名称)		生 年 月 日 (保証業者にあつ ては、記入不要)	年 月 日
	住 所 (保証業者にあ つては、所在地)	電 話 ()		
変 更 前	氏 名 (保証業者にあ つては、名称)			
	住 所 (保証業者にあ つては、所在地)	電 話 ()		
変 更 の 理 由				

添付書類

連帯保証人を変更するとき又は保証業者による保証から連帯保証人による保証に変更するとき
は、変更後の連帯保証人について作成した請け書

様式第9号（第9条関係）

連 帯 保 証 人 又 は 緊 急 連 絡 先 住 所 等 変 更 届

年 月 日

大分市長 殿

市 営 住 宅 号
氏 名

連帯保証人 氏 名
緊急連絡先 が 住 所 を変更したので、次のとおり届け出ます。
電話番号 電話番号

変 更 後	氏 名	
	住 所	
	電話番号	()
変 更 前	氏 名	
	住 所	
	電話番号	()

添付書類

連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、変更後の住民票の写し

様式第 10 号(第 10 条関係)

従前居住者用賃貸住宅入居可能日通知書

入居を決定した住宅	住 宅 の 名 称		部 屋 番 号		
入居者氏名					
入 居 可 能 年 月 日	年 月 日				
同居者	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	計 人

上記のとおり入居を決定した従前居住者用賃貸住宅の入居可能日を通知しますので、大分市従前居住者用賃貸住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守して入居してください。

年 月 日

大分市長

印

様式第 11 号(第 11 条関係)

入居期限延長承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 宅 名
入居決定者 (印)
(記名押印又は署名)
電 話 番 号

次の理由により、入居期限の延長の承認を申請します。

入居可能日通知書における入居可能年月日	年 月 日	延長希望期間	日	入 居 希望日	年 月 日
延長の理由					

様式第 12 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

入居期限延長承認通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった入居期限の延長については、次のとおり延長の承認をしたので通知します。

住 宅 名	
入居可能日通知書における入居可能年月日	年 月 日
延長の承認に係る入居期限	年 月 日

(注) 入居後 14 日以内に入居届を提出してください。

様式第 13 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

入居期限延長承認申請却下通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった入居期限の延長については、次の理由で却下したので通知します。つきましては、従前居住者用賃貸住宅入居可能日通知書で通知した入居可能年月日から 14 日以内に入居してください。なお、入居しないときは、大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 8 条の規定に基づき入居決定を取り消すことがあります。

入居可能日通知書における入居可能年月日		年 月 日
却 下 理 由		

様式第 14 号(第 12 条関係)

入 居 届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
入 居 者
電 話 番 号

次のとおり入居したことを届け出ます。

入居した住宅の名称	
入居可能日通知書における入居可能年月日	年 月 日
入 居 し た 年 月 日	年 月 日
入 居 者 氏 名	
同 居 者 の 氏 名	氏 名
備 考	

添付書類 入居後の世帯全員の住民票の写し

様式第 15 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅入居決定取消通知書
殿

大分市長 印

次のとおり、入居の決定の取消しを通知します。

入 居 決 定 日	年 月 日
住 宅 の 名 称	
入居の決定の取消し に係る入居決定者	
取 消 の 根 拠	
1 大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 8 条第 1 号 2 大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 8 条第 2 号 3 大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 8 条第 3 号	
理 由	

様式第 16 号(第 14 条関係)

従前居住者用賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

入 居 者
電 話 番 号



次のとおり同居の承認をされるよう申請します。

なお、承認があったときは、大分市従前居住者用賃貸住宅条例、同条例施行規則等を遵守させます。

入居者氏名				住宅の名称			
同居させようとする者	氏 名	生年月日	個人番号	続柄	職 業	勤 務 先	
同居させようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで		同居させようとする者の住所			
同 居 の 理 由							
備 考							

様式第 17 号(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅同居承認通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった次の者の同居については、次のとおり承認したので通知します。

条件 大分市従前居住者用賃貸住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守すること。

住 宅 の 名 称							
現在入居している者の人数		人		新たに承認された同居者の人数	人	計	人
新 た に 承 認 さ れ た 同 居 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備考			

様式第 18 号(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅同居承認申請却下通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった同居については、次の理由により却下したので通知します。

住 宅 の 名 称			
入 居 者 氏 名			
同居の承認の申請を却下された者の氏名			
却 下 理 由			

様式第 19 号(第 15 条関係)

従前居住者用賃貸住宅同居者異動届

年 月 日

大分市長 殿

届出人
(入居者)
電話番号

次のとおり異動したので届け出ます。

[illegible]

様式第 20 号(第 16 条関係)

從前居住者用貸貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 (印)

(承継を希望する同居者)

(記名押印又は署名)

電話 番 号

次のとおり従前居住者用賃貸住宅の入居の承継をしたいので申請します。

入居者						住宅の名称								
承継を希望する同居者						生年月日						入居者との続柄		
理由														
入居者の承継 が得た場合の	氏名	個人番号		続柄	生年月日									
備考														

様式第 21 号(第 16 条関係)

第 号

年 月 日

従前居住者用賃貸住宅入居承継承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、次のとおり承認しましたので通知します。

1 住 宅 の 名 称

2 被 承 継 者

3 承 継 入 居 者

生年月日

4 条 件

(1) 大分市従前居住者用賃貸住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守すること。

(2) 年 月 日までに請け書を市長に提出すること。

様式第 22 号(第 16 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅入居承継承認申請却下通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、次の理由により却下します。

住 宅 の 名 称			
入 居 者 氏 名			
承継を却下された者の氏名		生 年 月 日	
却 下 理 由			

様式第 23 号(第 17 条関係)

収 入 申 告 書															年 月 日	
大分市長 殿					住宅の名称					電話番号 入居者氏名						
大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり収入を申告します。																
入 居 者 及 同 居 者 氏 名	続 柄	生年月日	給与所得 金 額	給与以外の 所得金額	諸 控 除 該 当 欄								職 業 及 勤 務 先	特記事項		
					障 害 者		ひ と り 親	同 一 生 計 配 偶 者 一 般 70 歳 以 上	扶 養							
					普通	特別			一般	老人	特定					
	入居者															
別居している扶養者氏 名																
	(注)1 諸控除欄は、該当する所に○印を記入してください。 2 諸控除に該当する方は、次の書類を添付してください。添付書類がないと審査できません。 ◎ 障 害 者……………身体障害者手帳又は療育手帳の写しその他障害者であることを証明する書類 ◎ ひ と り 親……………「ひとり親」の記載のある源泉徴収票又は所得証明書 ◎ 寡 婦……………「寡婦」の記載のある源泉徴収票又は所得証明書 ◎ 同 一 生 計 配 偶 者(70 歳以上の者に限る。)……………扶養者の源泉徴収票又は所得証明書 ◎ 老 人 扶 養……………扶養者(老人を扶養している方)の源泉徴収票又は所得証明書 ◎ 特 定 扶 養 親 族……………扶養者(16 歳以上 23 歳未満の人を扶養している方)の源泉徴収票又は所得証明書															

様式第 24 号(第 17 条関係)

第 号
年 月 日

収入認定兼家賃決定通知書

殿

大分市長 印

さきに提出のあった収入申告書及び添付書類等によりあなたの収入を次のとおり認定し、それに基づき次のとおり家賃を決定したので通知します。

1 収入認定

認 定 年 度	
---------	--

所 得 金 額 合 計	控 除 金 額 合 計	収 入 認 定 額
円	円	円

氏 名	続 柄	生 年 月 日	所 得 金 額

2 家賃

家 賃 の 額	適 用 期 間
円	

なお、この収入認定について意見のある方は、 年 月 日までに申し出てくだ
さい。

様式第 25 号(第 17 条関係)

第 号
年 月 日

家 賃 決 定 通 知 書

殿

大分市長 印

あなたは、収入申告書の提出がありませんので、大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 11 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり家賃を決定したので通知します。

家 賃 の 額	適 用 期 間
円	年 月から 年 月まで

様式第 26 号(第 18 条関係)

収入認定に対する意見書

年 月 日

大分市長 殿

入居者 (印)

(記名押印又は署名)

電話番号

年 月 日付け通知された収入認定について、次の理由によりその認定に意見がありますので、審査されたく意見書を提出します。

入居者氏名		生年月日		住宅の名称	
審査を求める理由					

様式第 27 号(第 18 条関係、第 26 条関係)

第 号
年 月 日

収 入 認 定 更 正 等 結 果 通 知 書
殿

大分市長 印

年 月 日付けで提出された意見書について、その内容を審査した結果、次の
とおり認定し、及び決定したので通知します。

入 居 者 氏 名		生 年 月 日		住 宅 の 名 称	
	所 得 金 額 合 計 (円)	控 除 金 額 合 計 (円)	収 入 認 定 額 (円)	家 賃 の 額 (円)	割 増 賃 料 の 額 (円)
当 初 の 認 定 額 及 び 決 定 額					
審 査 後 の 認 定 額 及 び 決 定 額					
理 由					

様式第 28 号(第 19 条関係)

収入認定更正及び家賃(割増賃料)変更申請書

年 月 日

大分市長 殿

申 請 者 (印)
(記号押印又は署名)
電 話 番 号

次の理由により収入の変更が生じたので 年度の収入認定の更正及び家賃(割増賃料)の変更を申請します。

入 居 者 氏 名		生 年 月 日		住 宅 の 名 称	
理 由	(1) 収入の減少 (2) 同居者の変更 (3) その他				

様式第 29 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

家賃(割増賃料)変更決定通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった収入認定の更正及び家賃(割増賃料)の変更については、次のとおり更正し、及び決定しましたので通知します。

入居者氏名		生年月日		住宅の名称	
	所得金額 合 計 (円)	控除金額 合 計 (円)	収入認定 額 (円)	家賃の額 (円)	割増賃料の 額 (円)
当初の認定額 及び決定額					
更正後の認定額 及び変更後の 決定額					
変更後の家賃 (割増賃料)の 適用	年 月から				
更正日及び 変更決定日					
備 考					

様式第 30 号(第 19 条関係)

第 号
年 月 日

家賃(割増賃料)変更申請却下通知書
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった収入認定の更正及び家賃(割増賃料)の変更につ
いては、次のとおり却下します。

入居者 氏名			住 宅 の 名 称		
	所 得 金 額 合 計 (円)	控 除 金 額 合 計 (円)	収 入 認 定 額 (円)	家 賃 の 額 (円)	割 増 賃 料 の 額 (円)
当 初 の 認 定 額 及 び 決 定 額					
審 査 後 の 認 定 額 及 び 決 定 額					
理 由					

様式第31号(第20条関係)

家賃減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称 号

申請者 (印)

(入居者)

(記名押印又は署名)

電話番号

次の理由により、家賃の

〔減額(免除)
徴収の猶予〕

を申請します。

[illegible]

様式第 32 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

家賃減免(徴収猶予)決定通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった家賃の減免(徴収の猶予)については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 住宅の名称及び入居者氏名

住 宅 の 名 称	
入 居 者 氏 名	

2 家賃の減免

減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 決 定 額	
減 免 後 の 家 賃 の 額	

3 家賃の徴収猶予

徴収猶予する金額	年 月 日から
及びその期間	円 年 月 日まで

様式第 33 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

家賃減免(徴収猶予)申請却下通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった家賃の減免(徴収の猶予)については、次の理由により却下します。

住 宅 の 名 称	
入 居 者 氏 名	

却 下 理 由

様式第 34 号(第 21 条関係)

敷金減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
申 請 者 (印)
(入居決定者) (記名押印又は署名)
電 話 番 号

次の理由により、敷金の

減 額 (免 除)
徴 収 の 猶 予

を申請します。

理 由	
備 考	

様式第 35 号(第 21 条関係)

第 号
年 月 日

敷金減免(徴収猶予)決定通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった敷金の減免(徴収の猶予)については、次のとおり決定したので通知します。

1 住宅の名称及び入居決定者氏名

住 宅 の 名 称	
入 居 決 定 者 氏 名	

2 敷金の減免

減 免 決 定 額	減 免 後 の 敷 金 の 額
円	円

3 敷金の徴収猶予

徴収猶予する金額	年 月 日から
及びその期間	円 年 月 日まで

備 考	
-----	--

様式第 36 号(第 21 条関係)

第 号
年 月 日

敷金減免(徴収猶予)申請却下通知書
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった敷金の減免(徴収の猶予)については、次の理由により却下します。

1 住宅の名称及び入居決定者氏名

住 宅 の 名 称	
入 居 決 定 者 氏 名	

2 却下理由

却 下 理 由

様式第 3 7 号（第 2 2 条関係）

敷 金 控 除 明 細 書

年 月 日

殿

大分市長 印

あなたが退去するに当たり、入居時に納付された敷金から次のとおり控除したので通
知します。

	金 額	備 考
敷 金 の 額	円	
賃貸借に基づいて生じ た金銭の給付を目的と する債務の不履行の額	円	
損 害 賠 償 金	円	
控 除 計	円	
差 引 還 付 額	円	

様式第 38 号(第 23 条関係)

従前居住者用賃貸住宅使用休止届

年 月 日

大分市長 殿

届 出 人
(入居者)
電話番号

次の理由により従前居住者用賃貸住宅を一時使用しないので届け出ます。
なお、使用しない期間の住宅の保管については、私がその責任を負います。

入 居 者 氏 名		住 宅 の 名 称	
一 時 使 用 し な い 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			
入居者及び同居 者の滞在場所連 絡先			
住 宅 の 保 管 方 法			

様式第 39 号(第 24 条関係)

従前居住者用賃貸住宅用途併用承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

申 請 者 (印)
(入 居 者) (記名押印又は署名)
電話番号

次のとおり従前居住者用賃貸住宅の一部を住宅以外の用途に併用したいので承認を申請します。なお、承認を得たときは、大分市従前居住者用賃貸住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守し、また住宅の明渡しの際には、必ず自費で原状に復することを誓約します。

入居者氏名		住宅の名称	
併用部			
併用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
理由		用途併用見取図	
添付書類 用途併用の設計書又は参考書類を添付してください。			

様式第 40 号(第 24 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅用途併用承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった従前居住者用賃貸住宅用途併用については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 入居者氏名
- 3 併用を承認する用途
- 4 併用する部分
- 5 併用する期間
- 6 条件

- (1) 承認をした用途以外に使用してはならない。
- (2) 住宅の模様替等をしようとする場合は、事前に別途の申請書を提出、承認を受けること。
- (3) 住宅の明渡しの際は、自費で原状に復すること。
- (4) 住宅の管理の必要上、この承認を取り消したときは、即時用途の併用を中止すること。
- (5) (4)の措置の結果生じた損害については、市は、補償しない。

様式第 41 号(第 24 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅用途併用承認申請却下通知書
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった従前居住者用賃貸住宅用途併用については、次の理由により却下します。

入 居 者 氏 名	
住 宅 の 名 称	
却 下 理 由	

様式第 42 号(第 25 条関係)

従前居住者用賃貸住宅模様替(増築・工作物設置)承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

申 請 者 (印)
(入居者)
(記名押印又は署名)
電話番号

次のとおり模様替等をしたいので、設計図書及び仕様書各 2 通を添えて申請します。

入 居 者 氏 名	
住 宅 の 名 称	
模 様 替 等 の 場 所	
模 様 替 等 の 内 容	
使 用 期 間	
工 事 期 間	
目 的 又 は 理 由	
備 考	

様式第 43 号(第 25 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅模様替(増築・工作物設置)承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった従前居住者用賃貸住宅の模様替等については、
次の条件により承認したので通知します。

1 入居者氏名

2 住宅の名称

3 承認の内容

- (1) 模様替等の場所
- (2) 模様替等の内容等
- (3) 使用期間

4 条件

- (1) 住宅管理の必要上与えられた指示に従うこと。
- (2) 住宅の明渡しの際は、自費で撤去し、原状に復すること。
- (3) 工事完了の際は、管理人を経て従前居住者用賃貸住宅模様替(増築・工作物設置)完了届を提出し、係員の検査を受けること。

様式第 44 号(第 25 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅模様替(増築・工作物設置)承認申請却下通知書

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった従前居住者用賃貸住宅の模様替等については、
次の理由により却下します。

入居者氏名	
住宅の名称	
却下理由	

様式第 45 号(第 25 条関係)

従前居住者用賃貸住宅模様替(増築・工作物設置)完了届

年 月 日

大分市長 殿

届 出 人
(入居者)

次のとおり従前居住者用賃貸住宅の模様替等の工事が完了したので届け出ます。

- 1 住宅の名称
- 2 入居者氏名
- 3 着工年月日 年 月 日
- 4 完了年月日 年 月 日

様式第 46 号(第 26 条関係)

第 号
年 月 日

収入超過者認定兼家賃及び割増賃料決定通知書
殿

大分市長 印

さきに提出のあった収入申告書及び添付資料等によりあなたの収入を次のとおり認定し、併せて収入超過者として認定します。また、次のとおり家賃及び割増賃料を決定します。

1 収入認定

認定年度

所得金額合計	控除金額合計	収入認定額
円	円	円

氏名	続柄	生年月日	所得金額

2 家賃及び割増賃料

家賃の額	割増賃料の額	合計額	適用期間

なお、この収入超過者としての認定について意見のある方は、 年 月 日までに申し出てください。

様式第 47 号(第 26 条関係)

収入超過者認定に対する意見書

年 月 日

大分市長 殿

申 請 者 (印)
(記名押印又は署名)
電話番号

年 月 日付けで通知された収入超過者認定について、次の理由によりその認定に意見がありますので、審査されたく意見書を提出します。

入 居 者 氏 名		住 宅 の 名 称	
審査を求める理由			

(注) 理由について証する書類があれば添付してください。

様式第 48 号(第 27 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅明渡し請求書

様

大分市長 

次のとおり従前居住者用賃貸住宅の明渡しを請求します。

明 渡 し を 求 め る 住 宅 の 名 称	
入 居 者 氏 名	
明 渡 し の 請 求 の 根 拠	1 大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 8 条 2 大分市従前居住者用賃貸住宅条例第 30 条第 1 項
理 由	

様式第 49 号(第 28 条関係)

従前居住者用賃貸住宅明渡し届

年 月 日

大分市長 殿

届出人 (印)
(入居者)
(記名押印又は署名)

次のとおり従前居住者用賃貸住宅を明け渡しますので検査願います。

入居者氏名		住宅の名称	
明渡し予定年月日	年 月 日	転居先電話番号	
管 理 人 の 確 認			
建物及び附帯設備の損傷の有無	付属品の員数の有無	参 考 事 項	
		管理人氏名 ㊟	

様式第 50 号(第 30 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用申込書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称

申込者 氏 名 (印)
(記名押印又は署名)

次のとおり駐車場を使用したいので申し込みます。

入 居 者 氏 名		使用希望者からみた入居者との続柄	
駐 車 する 自 動 車	車 名		
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
	使用開始希望日	年 月 日	
	長 さ		幅

添付書類

- 1 駐車する自動車の自動車検査証の写し
- 2 新たに自動車を取得する場合で、申込み時に自動車検査証の写しを添付することができないときは、その取得を証明する書類の写し(自動車の取得後、速やかに自動車検査証の写しを提出すること。)
- 3 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する者である場合にあっては、当該各号に掲げる書類

(1) 身体障害者

身体障害者手帳の写し

(2) 戦傷病者

戦傷病者手帳の写し

(3) 知的障害児(者)

療育手帳の写し

(4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の写し

様式第 51 号(第 30 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用決定通知書

殿

大分市長 印

次のとおり駐車場の使用を決定したので通知します。

駐 車 場 の 名 称			
許可する駐車場の区画番号	第 号		
駐 車 場 の 使 用 料 (月 額)	円	保 証 金	円
使 用 決 定 者 氏 名			
駐 車 す る 自 動 車	車 名		
	自動車登録番号 又は車両番号		

- 1 この通知書を受けた日から 10 日以内に次に掲げる手続をしてください。
- (1) 駐車場使用請け書を提出すること。
- (2) 保証金を納付すること。
- 2 使用開始可能日及び使用期限については、別途通知します。

様式第 52 号(第 32 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用請け書

年 月 日

大分市長 殿

私は、使用者としての決定を受けた駐車場の使用に当たっては、大分市従前居住者用賃貸住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示を遵守します。

駐 車 場 の 名 称		
使用する駐車場の区画番号		第 号
使 用 決 定 者	住 所	
	氏 名	印
	電 話 番 号	

遵守事項

- 1 駐車場の使用料は、使用開始可能日から徴収する。
- 2 駐車場の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。
- 3 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供してはならない。
- 4 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。
- 5 駐車場内に引火若しくは発火性の物品又は他の者の駐車 of 支障となる物品を持ち込んではならない。
- 6 駐車場の形状を変更し、又はこれに工作物を設置してはならない。
- 7 使用者の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその附帯施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 8 使用者は、互いに協力して、駐車場内における事故又は迷惑な駐車 of 防止に努めなければならない。
- 9 駐車する自動車を変更したときは、速やかに、駐車場使用変更届を市長に提出しなければならない。
- 10 使用を許可する駐車場が同一住戸の 2 区画目の駐車場であるときは、市長の指示があった場合には、速やかに明け渡さなければならない。

様式第 53 号(第 32 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用決定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

大分市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した駐車場の使用の決定を次の理由により取り消します。

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 区 画 番 号	第 号
取 消 し の 理 由	

様式第 54 号(第 32 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用開始日通知書

殿

大分市長 印

次のとおり駐車場の使用開始日を通知します。

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 区 画 番 号	第 号
使 用 開 始 可 能 日	年 月 日
使 用 期 限	年 月 日

(注) 使用開始可能日から 14 日以内に使用を開始してください。

様式第 55 号(第 33 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用変更届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
使 用 者

次のとおり変更があったので届け出ます。

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日		
	変 更 前	変 更 後	
車 名			
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号			
長 さ			
幅			

添付書類

変更後の自動車検査証の写し

様式第 56 号(第 35 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
使 用 者 (印)
(記名押印又は署名)

次のとおり駐車場の使用料の [減 免] を申請します。
[徴収の猶予]

駐 車 場 の 名 称		駐車場の区画番号	第 号
駐車場の使用料(月額)	円		
減 免 希 望 期 間 徴 収 猶 予	年 月 日から 年 月 日まで		
申 請 理 由			
家賃の減免(徴収猶予)の有無	有 り	無 し	
備 考			

添付書類

市長が必要と認める場合にあっては、身体障害者手帳等の写し

様式第 57 号(第 35 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用料の減免(徴収猶予)については、次のとおり決定したので通知します。

1 駐車場の使用料の減免(徴収猶予)に係る駐車場の名称及び区画番号

駐車場の名称		駐車場の区画番号	
--------	--	----------	--

2 駐車場の使用料の減免

減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 決 定 額	円
減 免 後 の 使 用 料	円

3 駐車場の使用料の徴収猶予

徴収猶予する金額	円
及びその期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 58 号(第 35 条関係)

第 号
年 月 日

従前居住者用賃貸住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請却下通知書
殿

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用料の減免(徴収猶予)については、
次の理由により却下します。

駐 車 場 の 名 称		駐 車 場 の 区 画 番 号	
却 下 理 由			

様式第 59 号(第 36 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場明渡し請求書

第 号
年 月 日

殿

大分市長



次のとおりあなたが使用している駐車場の明渡しを請求します。

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 区 画 番 号	第 号
明 渡 し 請 求 の 理 由	

様式第 60 号(第 37 条関係)

従前居住者用賃貸住宅駐車場明渡し届

年 月 日

大分市長 殿

住宅の名称
使用者氏名 (印)
(記名押印又は署名)

次のとおり駐車場を明け渡しますので検査願います。

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 区 画 番 号	第 号
明 渡 し 年 月 日	年 月 日

様式第 61 号(第 40 条関係)

第 号

職 名

氏 名

年 月 日生

従前居住者用賃貸住宅監理員証

年 月 日交付

大分市長



様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 2 7 規則 7 1 ・全改）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（平 1 2 規則 1 1 2 ・全改、平 1 8 規則 7 1 ・一部改正）

様式第 3 号（第 4 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 6 号（第 8 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 7 号（第 8 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 8 号（第 9 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 9 号（第 9 条関係）

（令 2 規則 2 8 ・全改）

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 4 号 (第 1 2 条関係)

様式第 1 5 号 (第 1 3 条関係)

様式第 1 6 号 (第 1 4 条関係)

(平 2 7 規則 7 1 ・一部改正)

様式第 1 7 号 (第 1 4 条関係)

様式第 1 8 号 (第 1 4 条関係)

様式第 1 9 号 (第 1 5 条関係)

様式第 2 0 号 (第 1 6 条関係)

(平 2 7 規則 7 1 ・一部改正)

様式第 2 1 号 (第 1 6 条関係)

様式第 2 2 号 (第 1 6 条関係)

様式第 2 3 号 (第 1 7 条関係)

(平 2 7 規則 7 1 ・全改、平 3 0 規則 3 6 ・令 3 規則 4 2 ・一部改正)

様式第 2 4 号 (第 1 7 条関係)

様式第 2 5 号 (第 1 7 条関係)

様式第 2 6 号 (第 1 8 条関係)

様式第 2 7 号 (第 1 8 条関係、第 2 6 条関係)

様式第 2 8 号 (第 1 9 条関係)

様式第29号（第19条関係）

様式第30号（第19条関係）

様式第31号（第20条関係）

（平27規則71・全改）

様式第32号（第20条関係）

様式第33号（第20条関係）

様式第34号（第21条関係）

様式第35号（第21条関係）

様式第36号（第21条関係）

様式第37号（第22条関係）

（令2規則28・全改）

様式第38号（第23条関係）

様式第39号（第24条関係）

様式第40号（第24条関係）

様式第41号（第24条関係）

様式第42号（第25条関係）

様式第43号（第25条関係）

様式第44号（第25条関係）

様式第45号（第25条関係）

様式第46号（第26条関係）

様式第47号（第26条関係）

様式第48号（第27条関係）

様式第49号（第28条関係）

様式第50号（第30条関係）

様式第51号（第30条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第52号（第32条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第53号（第32条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第54号（第32条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第55号（第33条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第56号（第35条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第57号（第35条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第58号（第35条関係）

（平15規則13・一部改正）

様式第 5 9 号（第 3 6 条関係）

（平 1 5 規則 1 3 ・一部改正）

様式第 6 0 号（第 3 7 条関係）

（平 1 5 規則 1 3 ・一部改正）

様式第 6 1 号（第 4 0 条関係）